

令和2年第3回理事会議事録

- 1、日時 2020年7月20日(月) 13時00分～15時
- 2、会場 植野地区公民館1階第1会議室
- 3、出席理事 塚田芳夫、谷津正昭、赤坂達夫、島田和雄、橋本幸造、高田久治、青山昭夫
竹村久雄、金子澄夫 以上 9名
出席監事 平岩秀男 以上 1名
オブザーバー 関根操子、高橋悦子、恩田幸子(事務局)

4、報告事項

(1) 理事長の活動休止について

加藤理事長が7月14日(火)早朝自宅にて転倒し左上腕部を骨折して全治1か月の負傷により、7月15日から7月31日まで理事長の職務について休止の申し出により理事長職務代理者の設置申し出により、理事及び監事全員の了承により、塚田芳夫理事を職務代理者とすることを報告する。

(2) 特定非営利活動法人植野たすけあいの理事報酬及び賃金の源泉徴収並びに納付について

3月分から6月分の理事報酬等について、源泉税3.063%を計算して7月に納付を完了した旨報告され了承される。

(3) 外出支援車の車検の終了について

外出支援車の車検を7月8日に完了した旨報告する。

5、議事録署名人の選任について

第3回理事会の議事録署名人について金子理事及び橋本理事を選任し、全会一致で承認される。

6、議事案件

議案第1号 理事長職務代理の選任について

(理由) 定款の規定では理事長が事故や病気等の理由で理事長の職務を行うことが困難な時は職務代理者を選任して、理事長の職務を代行しなければならない。理事会の招集及び議長等の職務を行う。

第15条 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事の中から職務代理者を選任し、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

理事長の職務を代理するものの選任と期間

理事長職務代理者の選任について、事前に役員全員から推薦をされた塚田理事について理事会において全会一致で承認された。

理事長職務代理者 塚田芳夫理事 職務代理の期間 7月15日～7月31日

議案第2号 植野たすけあい事業の広報活動について

| 担当区域 | 病院・老人会 | 担当理事 |
|---------|---------------------|----------|
| 佐野地区 | 病院 23 計40 老人会 17 | 金子 |
| 植野・界地区 | 病院 16 計30 老人会 14 | 塚田 谷津 |
| 犬伏地区 | 病院 14 計27 老人会 13 | 赤坂 高田 |
| 堀米・吾妻地区 | 病院 16 計25 老人会 9 | 橋本 島田 |
| 簗川・赤見地区 | 病院 6 計20 老人会 14 | 竹村 平岩 |

設立後 4 月、5 月とコロナ感染拡大による自粛等により、広報活動ができなかった。NPO 法人植野たすけあいの PR 活動や利用者・ボランティアの募集が十分周知されないので、担当を決めて事業啓発活動を実施する。

設立時に作成した 3 つ折りパンフレット、外出支援による利用者パンフ、安心電話サービスのパンフを持参し、啓発を図る。

(啓発対象)

旧佐野市内の病院・診療所（小児科、産婦人科を除く） 75 病院

旧佐野市内の老人会、シニアクラブ 67 クラブ

配布等期限 8 月中まで

訪問における費用は 1 人 2,000 円を支給する。

参加理事及び監事の全員の賛成により承認されました。

議案第 3 号 植野たすけあい第 2 号の発行について

発行日 9 月 1 日 両面 4 ページ、モノクロ版、発行部数 6,700 部

掲載内容 1 頁 理事長あいさつ、理事名、主な活動

2 頁 事業の利用申込み、料金体系 活動写真

3 頁 ボランティアの活動状況、募集の要領

4 頁 事業予算、寄付の依頼について、賛助会員とは

編集長及び編集委員

編集長に塚田理事、編集委員に島田理事、竹村理事、平岩監事を選任し了承される。

7、その他の事項

理事会において、次の取り扱いについて統一する。令和 2 年 8 月 1 日から実施する。ことで全員一致により了承される。ボランティア等について、依頼の時に周知をお願いします。

- ① 外出支援 D におけるボランティア手当について 1 回 150 円往復 300 円
なお、健康体操やサロン等は支援 D として、賛助会員については年会費 3,000 円とする。なお、利用期間は入会日より 1 年間とする。賛助会員以外は 1 回 100 円、往復の場合は 200 円を徴収する。病院、薬等は支援 B 扱いとして、1 回 500 円+ガソリン代 100 円を徴収する。
- ② 草取り等屋外の作業については 1 回 2 時間までを限度とする。
- ③ 外出支援の際の燃料代の請求等について
利用者から 1 回について 100 円を徴収する。市外は 200 円を徴収する。公用車使用の場合は事務局に納入。私用車の場合はボランティアへ支給する。なるべく、公用車を利用ください。
- ④ 外出支援 B, D、安心電話利用者については植野地区だけでなく、旧佐野市内までを、利用範囲とする。
- ⑤ 時間延長時の追加料金について 10 分間までは無料、20 分までを 100 円 30 分までを 200 円を追加、31 分からは 500 円を追加する。

令和 2 年 7 月 20 日 (月)

特定非営利活動法人 植野たすけあい

理事長職務代理者 議長 塚田 芳夫

議事録署名人 理事 金子 澄夫

議事録署名人 理事 橋本 幸造